

第18回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成29年12月14日（木）

午前10時から

場所：京都市消費生活総合センター研修室

次 第

1 開 会

2 議事等

○ 報告事項

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況について（平成29年9月末日現在）
・・・・・・・・P1（資料1）

○ その他

（添付資料）

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成29年9月末日現在） （資料1）

（参考資料）

- ・ 第17回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第17回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

奨学金等返還事務の取組状況（平成29年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		返還猶予 ②	返還免除 ③	返還請求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未 返 還 滞 納 (注2) (注3)	滞納なし
人 数	1,404	1	1,198	205	183	22	0
構成比	100.0%	0.1%	85.3%	14.6%	13.0%	1.6%	0%
返還請求分				100.0%	89.3%	10.7%	0%

注1 「返還済」とは、奨学金の全額を返還した者及び平成28年度返還分（納期は平成28年10月1日～平成29年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（4人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成28年度返還分に滞納がある22人に4人を加えた26人である。

注3 滞納者（22人）については、平成28年度返還分から新たに滞納となった者が21人おり、残る1人は平成27年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（22人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付 . . . 21人
- ・ 所在不明 . . . 1人
- ・ 返還協議未了 . . . 0人

(2) 督促・催告の実施状況

ア 新規滞納分

平成28年9月末日の履行期限が経過し、新たに滞納となった平成27年度返還分の滞納者3人（平成29年3月末日現在）については、催告の発行日までに返還手続を行った者が2人、相談中の者が1人であったため、催告は実施しなかった。

イ 継続滞納分

平成26年度以前返還分に既に滞納がある1人（平成29年3月末日現在）については、相談中であったため、催告は、実施しなかった。

(3) 今後の裁判手続対象者の見込み

平成29年9月末日時点で、当面、裁判手続対象者となる滞納者はいない見込みである。

(平成29年9月末日現在)

年度 区分	29	30	31	合 計
滞納額 50 万円以上	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
消滅時効	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

注1 滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、見込んだものである。

2 上記表中の（ ）内は、裁判で争うことを検討している借受者の人数である。

(4) 平成28年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数 (注)	返還猶予	返還免除	返還請求	収入	未収入
28	1,689 件 (100.0%)	2 件 (0.1%)	1,472 件 (87.2%)	215 件 (12.7%) [100.0%]	187 件 (11.1%) [87.0%]	28 件 (1.6%) [13.0%]
	125,979 千円 (100.0%)	190 千円 (0.2%)	110,711 千円 (87.8%)	15,078 千円 (12.0%) [100.0%]	14,078 千円 (11.2%) [93.4%]	1,000 千円 (0.8%) [6.6%]

(注) 平成28年度返還分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

平成27年度返還年度以前に、完納となった者及び全部免除となった者については、平成28年度返還年度分について対応が不要であるため、件数には計上されない（これに対し[1]の人数ベース表では、これらの者についても含む数字となっている）。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 2 件
- 収入の大幅な減少のため 0 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 1 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1,471 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求215件」の内数

- 所得が基準以下のため 55 件（42 人）
- その他特別な事情等 0 件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成28年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している（平成28年度決定分については、死亡者免除の該当者はなし）。

① 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円（平成20年12月現在）

② 免除決定額 112,918,275 円

（参考）平成28年度の実施状況について

条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
（参考）免除額累計	19,968	1,505,521,380	

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 29 年 9 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	535 件 (14.7%)	2,892 件 (79.8%)	199 件 (5.5%) [100.0%]	199 件 (5.5%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	249,336 千円 (100.0%)	29,010 千円 (11.7%)	207,570 千円 (83.2%)	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
21	1,708 件 (100.0%)	207 件 (12.0%)	1,337 件 (78.3%)	167 件 (9.7%) [100.0%]	167 件 (9.7%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	136,593 千円 (100.0%)	11,274 千円 (8.3%)	109,416 千円 (80.1%)	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
22	1,725 件 (100.0%)	124 件 (7.2%)	1,470 件 (85.2%)	131 件 (7.6%) [100.0%]	131 件 (7.6%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	132,742 千円 (100.0%)	6,459 千円 (4.9%)	114,386 千円 (86.2%)	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
23	1,721 件 (100.0%)	71 件 (4.1%)	1,537 件 (89.3%)	113 件 (6.6%) [100.0%]	110 件 (6.4%) [97.3%]	3 件 (0.2%) [2.7%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,955 千円 (3.1%)	117,424 千円 (91.1%)	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	7,501 円 (5.7%) [99.7%]	21 千円 (0.1%) [0.3%]
24	1,719 件 (100.0%)	38 件 (2.2%)	1,573 件 (91.5%)	108 件 (6.3%) [100.0%]	103 件 (6.0%) [95.4%]	5 件 (0.3%) [4.6%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,930 千円 (1.5%)	119,432 千円 (93.0%)	7,061 千円 (5.5%) [100.0%]	6,744 千円 (5.3%) [95.5%]	317 千円 (0.2%) [4.5%]
25	1,718 件 (100.0%)	24 件 (1.4%)	1,588 件 (92.4%)	106 件 (6.2%) [100.0%]	103 件 (6.0%) [97.2%]	3 件 (0.2%) [2.8%]
	128,980 千円 (100.0%)	1,195 千円 (0.9%)	120,683 千円 (93.6%)	7,102 千円 (5.5%) [100.0%]	6,994 千円 (5.4%) [98.5%]	108 千円 (0.1%) [1.5%]
26	1,711 件 (100.0%)	17 件 (1.0%)	1,447 件 (84.6%)	247 件 (14.4%) [100.0%]	245 件 (14.3%) [99.2%]	2 件 (0.1%) [0.8%]
	131,428 千円 (100.0%)	825 千円 (0.6%)	111,594 千円 (84.9%)	19,009 千円 (14.5%) [100.0%]	18,968 千円 (14.4%) [99.8%]	41 千円 (0.1%) [0.2%]
27	1,702 件 (100.0%)	5 件 (0.3%)	1,459 件 (85.7%)	238 件 (14.0%) [100.0%]	237 件 (13.9%) [99.6%]	1 件 (0.1%) [0.4%]
	136,123 千円 (100.0%)	306 千円 (0.2%)	109,374 千円 (80.4%)	26,443 千円 (19.4%) [100.0%]	26,354 千円 (19.3%) [99.7%]	89 千円 (0.1%) [0.3%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を

分けて、それぞれ1件としてカウントしている。

- 3 平成16年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成15年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。
- 4 平成21年度返還分には、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還としているものが2件、所得基準以下の収入により貸与総額の20分の5を免除し、残額を一括返済としたものが1件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に1件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より3件多くなっている。
- 5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明（注1）	28件
	特別な事情	99件
○ 平成21年度	在学中のため	133件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	46件
○ 平成22年度	在学中のため	73件
	収入の大幅な減少のため	4件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	33件
○ 平成23年度	在学中のため	28件
	収入の大幅な減少のため	5件
	所在不明（注1）	8件
	特別な事情	29件
	長期不在（注2）	1件
○ 平成24年度	在学中のため	13件
	収入の大幅な減少のため	1件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	19件
○ 平成25年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	14件
○ 平成26年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	0件
	特別な事情	12件
○ 平成27年度	在学中のため	4件
	収入の大幅な減少のため	1件

所在不明（注1）	0件
特別な事情	0件

注1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	制度の変更に係る経過措置	2, 542件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	346件
	所在不明のため	2件
○ 平成21年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 331件
	所在不明のため	1件
○ 平成22年度	死亡のため	1件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 468件
	所在不明のため	1件
○ 平成23年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 536件
	所在不明のため	1件
○ 平成24年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 572件
	所在不明のため	1件
○ 平成25年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 587件
	所在不明のため	1件
○ 平成26年度	死亡のため	4件
	障害のため	2件
	所得が基準以下のため	1, 440件
	所在不明のため	1件
○ 平成27年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 458件
	所在不明のため	1件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
合 計	19,968	1,505,521,380	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

(参考2)奨学金返還手続に係る当面のスケジュール(平成29年12月～平成30年12月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後(各年10月1日)から3箇月後に実施(28年度返還分新規滞納者については、平成29年12月に実施予定)している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度、催告を実施(28年度返還分新規滞納者については、平成30年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定)している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回(6月と12月)程度、特別催告を実施している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が50万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の意見聴取、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた意見聴取を予定していない。

【平成29年度以降の督促・催告の実施予定】

	27年度返還分	28年度返還分	29年度返還分
		うち、28年度返還分から滞納の者	うち、29年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成28年9月30日	平成29年9月30日	平成30年9月30日
平成29年12月	催告④	督促	
平成30年1月			
2月			
3月		催告①	
4月			
5月			
6月	特別催告①	催告②	
7月			
8月			免除申請締切(9月末日)のお知らせ
9月		催告③	【履行期限到来】
10月			
11月			
12月	特別催告②	催告④	督促

【法的措置の流れ】

滞納額が50万円を超えた者
(裁判手続対象者)
各返還年度末
法的措置通知書の送付(注2)
議会の議決(注2)
訴訟提起(注2)
特別催告①(注1)
特別催告②(注1)
最終催告(注2)
法的措置通知書の送付(注2)

(注1) 平成29年度返還分までの滞納総額が50万円を超えると見込まれる者については、平成30年4月に特別催告①を実施したうえ、連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の可否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

第17回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成29年6月22日に開催された「第17回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、委員長及び委員長職務代理者の選任後、以下の報告事項について報告し、了解された。

1 委員長の選任等について **資料1**

新たな任期（平成29年3月30日～平成31年3月29日）になって初開催の委員会であったことから、委員長及び委員長の職務代理者の選任を行った。

委員長には、藤原委員（弁護士）が委員の互選により選出された。

また、委員長の職務代理者には、木田委員（公認会計士・税理士）が、藤原委員長から指名された。

2 報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料2**

事務局から**資料2**により報告を行い、了解された。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料3**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料3**により訴訟の進捗状況（最高裁の上告棄却（平成29年1月19日付け）により、本市が提訴した奨学金返還請求訴訟の全3件が本市勝訴で確定した旨）について報告を行い、了解された。

第17回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成29年6月22日

○事務局（土井部長）

ただ今から、第17回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の委員会は、委員就任後、最初の会議ということでございますので、議長である委員長が決まるまでの間、事務局のほうで会議の進行をさせていただきたいと思っております。御了承のほどよろしく願いいたします。失礼をして、座って進行をさせていただきます。

この委員会につきましては、既に御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いにつきまして、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくこと等を目的として、平成21年3月、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置したものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配付しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第16回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に、山下前委員長に御了解をいただきましたので、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も併せて御了承をお願いいたします。

なお、本市では、5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しております。適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日、御出席、また御来場いただいております皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、先ほども申し上げましたとおり、委員就任後、最初の委員会であり、また、新たに御就任いただきました委員の先生もおられますので、最初に、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

木田稔委員でございます。

○木田委員

木田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（土井部長）

玉置すみゑ委員でございます。

○玉置委員

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（土井部長）

藤原東子委員でございます。

○藤原委員

藤原です。よろしくお願いいたします。

○事務局（土井部長）

宮川孝広委員でございます。

○宮川委員

弁護士の宮川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（土井部長）

次に、この委員会に出席しております本市の職員を御紹介いたします。

文化市民局長の吉田良比呂でございます。

○吉田局長

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（土井部長）

私，文化市民局くらし安全推進部長の土井保志でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

他に，事務局として人権文化推進課の奨学金の担当課長等も出席をしております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

ここで，委員会の開催にあたりまして，文化市民局長の吉田から一言ごあいさつを申し上げます。

○吉田局長

おはようございます。文化市民局長の吉田でございます。

平素は，文化市民局には幅広い事業がございますけれども，文化市民行政にいろいろ御協力と御支援を賜りまして，大変ありがとうございます。

また皆様方，大変お忙しいところ，快く委員をお受けいただきまして，大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

私，平成14年のときに，実はこの人権文化推進課で課長補佐をやっておりました。ちょうど，この自立促進援助金の問題について，情報公開請求，住民訴訟というときに，この事務を担当しておりました。そのとき，この制度ができた当初の経過から調べておりました。かつて京都市の大きな課題であった同和問題の解決に向け，その中でいわゆる教育の保障をしていくということで，この奨学金制度を創設して，教育の向上ということに，京都市として，全力をあげて取り組んできたということと，また，国の制度が変わる中で自立促進援助金というものを京都市のほうで作ってきたというような経過についても，確認をしたところでございます。

ただ，御承知のとおり，社会的な情勢が変化をする中で，制度を漫然と維持をしてきたということが市民の御理解をいただいていないということで，平成19年9月，住民訴訟において，援助金を一律に支給することが違法との司法判断をいただいて，今日に至って

いるというところでございます。

平成20年3月に、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置いたしまして、その中でも議論をいただきまして、この自立促進援助金制度を廃止して、奨学金の返還と免除というわかりやすい制度にするように改めるということと、この制度を受けてこられた方、親族等に混乱が生じないように、十分に配慮をして対応するようという意見をいただきまして、現在の返還制度への見直しを行い、平成21年度以降、借受者の方々への対応をさせていただいてきたというところでございます。

この監理委員会につきましては、その流れの中で、奨学金の返還事務の適正な実施を確保するというを目的といたしまして設置をされたものでございまして、早くも今年で9年目という形でございます。

この間の情勢でいいますと、約1,400人の方に対して、制度の見直しの説明とお詫びを行いまして、返還手続に応じていただけるように丁寧に説明をまいりました。そのために我々も、体制のほうを整備してきたというところでございます。

一方、本委員会においては、奨学金の返還手続と人権配慮の両立という大変難しい課題に対しまして、適切な御意見をいただいていたというところでございます。

後ほど御報告をさせていただきますけれども、京都市が提訴いたしました3件の裁判は、すべて勝訴ということで確定をしております。滞納者の方も残りわずかという状況までまいりました。

これらは、この監理委員会でいろいろ議論をしていただいたその成果というふうに思っております。ただ、残り少ないとはいえ、まだ事務は続いておりますので、皆さん方の御意見も伺いながら、しっかりと監理をしていきたいと思っております。

どうか皆さん方には、返還事務の透明性、客観性、公平性の確保に向けまして、忌憚のない御意見、また御提言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（土井部長）

吉田局長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

○吉田局長

よろしくお願いいたします。

（吉田局長，退室）

○事務局（土井部長）

それでは、議事に入ります前に、会議の成立についての御確認をさせていただきます。

本日の委員会につきまして、定数4名の委員の皆様がおられますけれども、全員御出席をいただいております。

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは、最初の議題のほうに移らせていただきます。委員長の選出につきまして、御審議のほうをお願いいたします。1ページの資料1を御覧願います。

なお、委員長につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例、施行規則第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出することと定められております。

ここで、委員の皆様方から推薦等お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○玉置委員

発言、よろしいでしょうか。

○事務局（土井部長）

はい、よろしくお願いします。

○玉置委員

玉置でございます。委員長は委員の互選により定めるとなっていますが、なかなかこの場でおっしゃるのは難しいかと思いますので、私のほうから推薦をさせていただきたい方がございます。

この4年間、委員をお務めいただいております、その4年間の御実績を踏まえさせていただきまして、藤原委員を委員長に就任していただきますよう、御推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（土井部長）

ただいま玉置委員から、藤原委員の御推薦がございました。いかがでしょうか。

（各委員より、賛同の意思表示あり）

○事務局（土井部長）

ありがとうございます。そうしましたら、皆さん御了承ということで、確認をさせていただきます。御同意いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方から賛同いただきましたので、藤原委員に委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、藤原委員長には委員長席への御移動をよろしくお願いいたします。

（藤原委員長、委員長席に移動）

○事務局（土井部長）

それでは、施行規則第5条第2項の規定により、会議の議長は委員長が務めることになっておりますので、以後の会議の進行につきましては、藤原委員長にお願い申し上げます。

藤原委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員長

改めまして、藤原です。慣れないこともあって不手際もあるかと思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題であります委員長職務代理者の指名に移らせていただきます。

委員長職務代理者につきましては、規則第4条4項の規定により、委員長があらかじめ指名することと定められております。

恐縮ですが、木田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木田委員

了解いたしました。

○藤原委員長

ありがとうございます。それでは木田委員、よろしくお願いいたします。

続きまして報告事項にまいります。事務局から2件の報告がありますので、順番に報告を受けたいと思います。

1件目の「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局（中島課長）

事務局を務めております、人権文化推進課事業調整担当課長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

資料の３ページ、資料２をご覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を、平成２９年３月末日現在でまとめさせていただいております。平成２８年度返還分、すなわち平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までの１年間のちょうど半分が経過した時点での取組状況ということになります。

まず「１ 平成 13 年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。「（１）借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースでまとめております。「①借受者」の人数１，４０４人に対する返還手続の状況でございますが、「②返還猶予」、すなわち平成２８年度返還分について猶予決定を受けておられる方はおられませんでした。

次に、「③返還免除」でございますけれども、１，１７９人おられます。平成２８年度返還分について免除決定を受けておられる方でございます。具体的に申しますと、平成２８年度に免除決定を受けられた方、それから平成２７年度以前に平成２８年度返還分も含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

それから、「④返還請求」でございますが、２２５人おられます。返還猶予又は返還免除のどちらにも当たられない方でございます。

この返還請求の内訳でございますけれども、まず「返還済」の方が８０人おられます。注１に記載しておりますとおり、奨学金の全額を返還されている方、又は平成２８年度返還分までを完納されている、すなわち滞納がない方でございます。

次に、「未返還」でございますが、これは平成２８年度返還分について、まだ返還が完了されておられない方でございます。「滞納」は４人でございます。注３を御覧ください。平成２７年度返還分から新たに滞納となられた方が３人おられます。残る１人の方は、平成２６年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、4人すべての方が「返還金未納付」すなわち、返還いただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

「返還協議未了」、すなわち、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、または免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方はおられませんでした。

上の表に戻りますけれども、未返還のうちの「滞納なし」の141人でございますが、平成28年度返還分について返還手続が完了されておられない方でございます。冒頭に申し上げましたように、まだ平成28年返還年度のちょうど半分が終わったところでございますので、平成28年度返還分の履行期間である本年9月末までの間に返還免除または返還済へと、それぞれ進んでいくこととなります。

納付方法については、月賦、すなわち毎月の支払いであったり、あるいは半年賦、すなわち半年ごとの支払であったりされている方がおられますが、これらの方は、平成28年度返還分すべての支払いが終わっておりませんので、滞納なしに入っております。これらの方は、支払いが終わりましたら返還済へと移っていくことになります。

続きまして「(2) 督促・催告の実施状況」について説明をさせていただきます。

前回の第16回監理委員会で報告させていただきましたとおり、平成28年9月末日現在で、平成19年度から平成27年度までの返還分にかかる滞納者の方は、裁判手続中の2人を除いて33人おられました。これらの方については、督促を行っております。催告については、対象者全員が相談中の方であったため、実施はしておりません。

ここで督促・催告について少し説明をさせていただきます。資料の10ページのほうを御覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続にかかる当面のスケジュール」をまとめております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは、新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3か月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、

10月1日から起算して、12月に督促を行っております。

催告と申しますのは、督促を出したあと、1年間かけて4回、催告を3か月ごとに実施しております。なお、催告の2回目以降につきましては、保証人に対しても実施しております。

特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出してもなお返還手続に応じていただけない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。この特別催告につきましても、保証人に対しても実施しております。

裁判手続対象者につきましては、訴訟提起となる前年の4月と9月に、2回の特別催告を行っております。これは翌年に法的措置に移行する前段階の手続として、11月に最終催告を実施することを考慮して、通常の特別催告から時期を少しずらしまして実施をしているものでございます。

「(4) 法的措置」の最後に米印(※)で記載しておりますとおり、今年度は履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの方がおられないため、訴訟提起に向けた監理委員会での意見聴取は予定しておりません。従いまして、下の右の表になりますけれども、法的措置の流れとして記載しております諸手続のほうは、今年度は行いません。

左の表になります平成29年度以降の督促・催告の実施予定に書いているスケジュールのとおりに行ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、資料の3ページのほうにもう一度お戻りください。

平成28年9月末日現在で滞納のある方、33人の内訳は、新規滞納者の方が30人、継続滞納者の方が3人でした。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

まず新規滞納分についてでございます。

「ア、督促の実施（新規滞納分）」の下に【督促の実施状況】、4ページ目の【督促後の返還手続の内訳】と表を二つ付けております。併せて説明をさせていただきます。

この新規滞納分は、平成28年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました。

た平成27年度返還分の滞納者でございます。その方が平成28年9月末日現在で30人おられましたが、10月以降滞納者の方と面談をさせていただきまして、督促の発行日である平成28年12月1日までに返還手続を行われた方が14人おられます。30人からこの14人を除いた16人が督促の対象となりますけれども、これから「相談中」の8人を除きました残り8人の方に平成28年12月1日付けで督促を行っております。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の8人、「督促」の8人、この中から平成29年3月末日までに返還手続に応じられた方が13人おられます。うち7人が「督促」の中から返還手続に応じられた方でございます。返還手続に応じられました13人のうち、12人は滞納金完納、1人は免除となっております。従いまして、16人から13人を除きました3人が、平成29年3月末日現在の新規滞納者となっております。

資料の4ページをご覧ください。「イ 催告の実施（継続滞納分）」についてでございます。先ほども申し上げましたように、平成26年度以前の返還分で既に滞納のある方が平成28年9月末日現在で裁判手続中の2人を除きまして、3人おられました。

3人のうち、2人の方は催告の発行日である平成28年12月1日までに返還の手続を行なわれたため、3人からこの2人を除きました1人が催告の対象となりますけれども、この方も相談中であったために、催告は実施しておりません。相談中の1人は平成29年3月末日現在でも、なお返還手続を行なわれていないため、この1人が平成29年3月末日現在の継続滞納者となっております。

従いまして、平成29年3月末日現在の滞納者数は、平成27年度返還分の新規滞納者が3人、平成26年度以前返還分の継続滞納者が1人の、計4人ということになります。この4人が先ほど3ページの「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で滞納者4人と説明させていただきました方々でございます。

続きまして、「(3) 今後の裁判手続対象者の見込み」でございます。

滞納額が50万円以上であること、あるいは、消滅時効を迎える日から1年以内の債権

を滞納していることが裁判手続対象者となる要件でございますが、先ほども述べさせていただきましたとおり、平成29年3月末日時点におきまして、当面、裁判手続対象者となる滞納者はおられない見込みでございます。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。「(4) 平成28年度返還分にかかる免除、猶予および返還請求の状況」を件数ベースでまとめております。

平成28年度返還年度について「対応件数」は1,689件、金額にして1億2,578万3千円でございます。この対応件数と申しますのは、平成28年度返還分について、返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数でございます。高校と大学の二つを利用されている方については、2件とカウントしております。

まず「返還猶予」でございますけれども、平成28年に返還分について猶予決定をした方はございませんでした。

次に、「返還免除」が1,448件、金額にして1億912万6千円でございます。平成28年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成28年度返還年度も免除中である件数も含まれております。

最後に「返還請求」でございますけれども、これは「返還猶予」でも、「返還免除」でもないという件数でございます。241件、金額にして1,665万7千円でございます。このうち「収入」が52件、865万3千円、「未収入」が189件、800万4千円となっております。

内訳でございます。返還免除の内訳については死亡のためが1件、所得が基準以下のためが1,447件となっております。

履行期限の現状の状況については、返還請求241件の内数でございますが、所得が基準以下のためが61件、46人となっております。

改めてになりますけれども、この履行期限の延長と申しますのは、所得が免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除とはなりません。経済的な負担

に配慮いたしまして、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって、1年あたりの返還金額を最大半額にする措置をとっているものでございます。

引き続きまして、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権にかかる免除の状況（平成28年度決定分）」、すなわち一律免除の状況について御報告させていただきます。5ページの下のほうになります。

平成12年度以前に返還始期を迎えました債権につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取り扱いに関する条例第3条第1項によりまして、一律免除の取り扱いをさせていただいておりますけれども、事務的な決定につきましては、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

今回の決定は、表に記載しておりますように、1, 417件、免除額は1億1, 291万8275円となります。これまでの免除額の累計は、件数にいたしますと1万9, 968件、免除額にいたしますと15億552万1, 380円となります。免除総額が約18億3, 400万円でございますので、このうちの約15億552万円が免除額の累計になっているということでございます。

また、借受者がお亡くなりになられた場合には、判明した時点で死亡者免除として、返還残額の一括を免除しておりますが、今回は対象者がおられませんでした。

続きまして、資料の6ページの5をご覧ください。

「(参考1) 年度別の免除、猶予および返還請求の状況（平成29年3月末日現在）」の表中にそれぞれ数字のほうを入れさせていただいております。

これは先ほど5ページ「1 (4) 平成28年度返還分にかかる免除、猶予および返還請求の状況（件数ベース）」にて御報告をさせていただきましたけれども、平成19年度返還分から27年度返還分までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。

続きまして、資料の7ページ、8ページをご覧ください。

7 ページには、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

8 ページは、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

それでは、資料の 9 ページをご覧ください。

先ほども申し上げました「2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権にかかる免除の状況」でございます。平成 19 年度返還分から 27 年度返還分までの数字をまとめさせていただいております。

「(1) 条例第 3 条第 1 項の規定に基づく一律免除」が上の表でございます。それから「(2) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく免除（死亡による免除）」が下の表となります。

最後になりますが、特別な事情による返還猶予につきましては、平成 28 年 10 月以降に行いました事例はございませんでした。従いまして、今回、特別な事情による返還猶予決定の状況の報告はございません。

少し長くなりましたけれども、資料の 2 の説明については以上でございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

特にございませんようですので、次にいきたいと思います。

次に、2 件目の「奨学金等の返還訴訟の状況」について報告を受けたいと思います。事務局、報告をお願いいたします。

○事務局（中島課長）

それでは、11 ページの資料 3 を御覧ください。

「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についてでございます。

これまでも監理委員会の場で継続して説明をさせていただいておりますので、今回につきましても、前回の第16回監理委員会から後の状況について簡単に説明をさせていただきます。

11ページ「4 No. 1及びNo. 3の事件について」でございます。

相手方が平成28年3月9日付けで最高裁に上告されて以来、長らく最高裁決定による判決確定待ちとなっておりますが、ようやく平成29年1月19日付けで、最高裁が上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定いたしました。

資料の14ページの5をご覧ください。下のほうになりますけども「5 No. 1及びNo. 3の最高裁における決定の内容（決定日：平成29年1月19日）」でございます。

相手方は、上告と上告受理申し立ての両方を申し立てていましたが、上告については棄却。上告受理申し立てについては、受理しないという決定が平成29年1月19日、裁判官全員一致の意見で行われております。

これをもちまして、本市が提訴いたしました3件の返還請求訴訟は、すべて本市勝訴という形で確定いたしました。

平成23年6月開催の第5回監理委員会におきまして、裁判手続着手の基準が確認されて以降、早いもので丸6年となります。

おかげさまで裁判の進捗状況に連動する形で、継続対応者の数も減少してまいりました。そのことは先ほど資料2におきまして、説明をさせていただきましたとおりでございます。

本市といたしましては、平成21年度に奨学金制度を抜本的に見直しまして、以降、監理委員会の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきながら、奨学金返還事務を進めてまいりました。

借受者対応につきましては、平成21年3月の「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」で付されました、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うことを基本姿勢としてまいりました。

奨学金制度の見直しにより、借受者の方に混乱と痛みをおかけしたこと、多大な御迷惑をおかけしたことを決して忘れることなく、今後も引き続き丁寧な相談と聞き取りに務め、実態に即した誠意ある対応に務めてまいりたいと考えております。

資料3の説明については以上でございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、委員の皆様、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、報告関係については以上になります。

せっかくの機会でございますので、全体を通じまして何かお気づきの点等ございましたら、よろしくお願いいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

特にないということによろしいでしょうか。

それでは最後に、事務局から報告や連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○事務局（土井部長）

そうしましたら御報告といたしますか、連絡をさせていただきます。本日の委員会の議事録についてでございます。本委員会議事録につきましては、事務局のほうで案を作成し、藤原委員長に内容を御確認いただきまして、報告をさせていただきたいというふうに考えております。どうぞその点につきまして、御了解のほどよろしくお願いいたします。

また次回の委員会の開催日程についてでございますが、特に緊急の案件がなければ、12月ごろを目途にして開催し、内容的には平成28年度返還分の取組状況の御報告等をさせていただきたいというふうに予定をしております。

事務局のほうからは以上でございます。

○藤原委員長

以上をもちまして、第17回の委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(終了)